

令和8年度「職長、職長・安全衛生責任者能力向上教育」実施要領

第1回	第2回
8月24日	12月14日
会場 相生労働基準協会2階 (相生市旭1丁目2番16号)	
8:30~受付	8:50~オリエンテーション

1. 講習内容

(定員 28名)

科目	範囲	時間
職長として行うべき 労働災害防止及び 労働者に対する指導 又は監督の方法に関する こと (9:00~14:00) (休憩時間1時間含む)	1. 基本項目	2時間
	・職長等の役割と職務 ・製造業における労働災害の動向 ・「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として行うべき労働災害防止活動 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・異常時等における措置 ・部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど) ・関係法令に係る改正の動向	
	2. 専門項目	
グループ演習 (14:10~16:20) (休憩時間10分含む)	3. グループ討議	2時間
	・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	
安全衛生責任者 (16:30~17:00)	安全衛生責任者の役割と職務	0.5時間

※内容・時間割については講師の都合等により変更になる場合があります。

※職長能力向上教育は6時間、職長・安全衛生責任者能力向上教育は6.5時間の講習です。

2. 受講料及びテキスト代

受講料 8,250円(税込) (非会員は10,750円)

テキスト代 990円(税込)

・受講料は下記口座へお振り込みください。(振込手数料はご負担ください。)

【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会

※一旦納入された受講料は返還いたしません。

3. 申込方法

【Web申込の場合】 ホームページよりお申し込みください。

【電話予約の場合】 電話にて予約後、申込書に記入し、切手を貼った返信用封筒を同封の上当事務所までご郵送ください。(申込書はホームページからダウンロードできます。)

4. その他

- (1) 受講者は受講票と本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）を会場受付に提示して出席印を受けてください。
- (2) 一旦納入された受講料は、返金できません。また、一旦納入された受講料により次回以降の講習への繰り延べ受講も出来ませんので念のため付記します。
- (3) 遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。*オリエンテーション終了後は、遅刻とします。
- (4) 昼食及び飲物は各自用意してください。
- (5) 施設の駐車場は、駐車台数に限りがあります。できる限り乗り合わせてお越しください。
またお近くの方はできる限り徒歩か自転車、バイクのご利用をお願いいたします。
相生市役所3号館駐車場利用不可
ご提出いただいた個人情報は、当協会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用しません。
※ 緊急やむを得ない事情が発生した場合は、ご連絡下さい。